

さやま 福祉活動応援助成金



狭山市社協 キャラクター こころちゃん

- <対象団体> ①障がい者団体 ②在宅介護者団体 ③ひとり親家庭・母子福祉団体 ④児童福祉団体
⑤福祉施設等でボランティア活動をしている団体（狭山市 VC 登録グループを除く）
- <団体要件> ①10名以上の会員で構成し、構成員のうち狭山市民が3分の2以上いる団体
②無償または低額で活動する、宗教、政治活動を目的としない団体
（①、②とも該当すること）
- <助成種類> ①活動費助成コース・・・各団体の活動の運営に必要な費用
②事業費助成コース・・・各団体の一部事業の実施に必要な費用
*①、②の重複申請はできません。詳細な補助金対象項目は裏面
*限度額は①、②とも総予算の2分の1または10万円の少ない額
（全体予算と応募状況によって、交付決定額は異なります）
- <募集期間> 令和8年5月7日（木）～5月21日（木）*当日消印有効
- <応募方法> 所定の申請用紙に必要事項を記入し、狭山市駅東口事務所に提出
*関係書類をクリップでとめてください
- <選考方法> ①書類審査
②審査委員によるプレゼンテーション審査（書類審査通過団体のみ）
- <プレゼンテーション> 6月下旬 午後予定 ※変更する場合あり
- <問い合わせ> 狭山市社会福祉協議会狭山市駅東口事務所
狭山市富士見1-1-11 TEL 04-2956-7665
<https://www.sayama-shakyou.or.jp>
E-mail higashiguchi@sayama-shakyou.or.jp

1. 助成対象となる経費

支出項目	該当するもの
消耗品費	事務に要する用紙や文房具等（5万円未満のもの）
器具什器費	楽ちんいす、棚 など（5万円～10万円未満もので数年使えるもの） （但し、減価償却の耐用年数等に関する省令に該当するものを除く）
謝礼金	講師料、講師交通費
通信運搬費	連絡調整のための切手、はがき等にかかる代金
印刷製本費	活動時の写真代、資料のコピー、印刷代
損害保険料	ボランティア行事保険または開催事業にかかる保険代等（但し、ボランティア保険等の個人の保険は除く）
賃借料	利用会場の使用費、バスの借り上げ料

2. 助成対象外となる経費

- ・ 飲食代（会議等における茶菓子、及び来賓等への昼食代は除く）
- ・ 交際費、慶弔費、懇親会費等、その他社会通念上、募金をしてくれた方々に理解を得られないもの
- ・ 備品（10万円以上のもの）

3. 支出する際の注意事項について

- ・ 領収書は必ず受け取ってください。（レシート可）
- ・ 謝礼金など領収書がなじまないものは、受取証（書式自由）をもらってください。
- ・ 報告書には必ず領収書および受取証を添付してください。

4. 申請について

交付要綱をご覧ください。詳しくは社会福祉協議会の広報誌「ふれあい 4月号」やホームページをご参照ください。

＜提出する書類＞

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業・活動計画書（様式第2号）
- (3) 予算書（様式第3号）
- (4) 会員名簿
- (5) 団体の概要
- (6) 直近の決算書
- (7)（事業費助成コース希望団体のみ）団体の当年度予算書
- (8) 振込先口座の通帳写し、またはそれに準ずるもの（通帳のない口座は要相談）
- (9) チェックリスト（様式第9号）
- (10) その他、必要な書類

5. 助成の決定、通知

書類審査及びプレゼンテーション審査によって決定採否の結果については、お申し込み団体すべての代表者宛てに郵送にて通知します。

狭山市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を図るため、当事者団体等に助成金を交付しています。

6. その他

- (1) 単なる旅行や食事だけを目的とするような事業は対象としません。
- (2) 参加者には、無理のない範囲で参加費等負担を求めています。
- (3) この助成金が関係する事業に関しては、会員や仲間内のみを対象とするのではなく、地域や他人とのつながりづくりが見込める内容にしてください。
- (4) 申請書類に関して、内容の確認等を求めることがありますので、代表者と連絡先が異なる場合は、その旨記載をお願いします。
- (5) 共同募金の配分金を活用した社会福祉協議会からの助成金であることを資料などに記載するなどして、参加者の方々へ周知をお願いします。
- (6) 助成金決定後、申請内容等について変更が生じた場合は、速やかに社会福祉協議会までご連絡ください。
- (7) 活動終了後は、所定の報告書を提出してください。
- (8) 申請内容の虚偽や助成金の対象外使用が判明した場合は、助成決定の取り消しや助成金を返還していただく場合があります。

7. 選考について

(1) 書類審査

申請書類の内容を審査します。

書類審査通過団体のみ次項のプレゼンテーション審査に進むことができます。

(2) プレゼンテーション審査

- ・時 間 1 団体あたり 発表（8分）＋質疑（5分）＝13分
- ・内 容 提出された申請書の説明（団体の概要、助成金の使い道、助成金の必要性等）
*参考資料がある場合は、最低15部用意してください。
- ・日 程 6月下旬 午後予定
*書類審査終了後、正式な日程をお知らせします。
- ・場 所 狭山市社会福祉会館 3階 大会議室
- ・集 合 発表時間の20分前
*当日の進行状況により、時間が前後する場合がございますので早めに来場いただきますようお願いします。
- ・パソコン・プロジェクターの使用について
発表の際に、パソコン・プロジェクターを使用する団体は、当日の不具合を防止するため、発表日の1週間前までに、データを社会福祉協議会狭山市駅東口事務所までメールやオンラインストレージにて提出してください。データは、PowerPoint、画像、PDFなどの形式で提出してください。

8. 連絡・お問い合わせ先

(1) 内容についてのお問い合わせ、書類提出先

狭山市駅東口事務所（狭山市富士見 1-1-11） ☎04-2956-7665

メール：higashiguchi@sayama-shakyou.or.jp

(2) プレゼンテーション審査会場

狭山市社会福祉会館（狭山市入間川 2-4-13）